

「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです（被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります）

（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません）

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日 免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	東京第〇〇〇〇号
はり師	厚労第〇〇〇〇〇〇号
きゅう師	_____

顔写真

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。
有効期限：平成〇年〇月〇日 厚生労働大臣指定登録機関

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

- ※公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行します。
- ※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。
- ※有効期間は発行日より5年間です。（5年後更新）
- ※複数免許がある場合（例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許）でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。
- ※申請書類(新規申請、書換え、再交付)の受付・発行は年1回です。
- ※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

◆ 交付申請手続き（申請受付団体等）

公益財団法人東洋療法研修試験財団のホームページにて平成28年4月より交付申請を行う団体をお知らせいたします （同財団では申請用紙の配布・受付は行いません。）
詳細は各申請受付団体までお問い合わせ下さい。

◆ 発行手数料

4,000円（消費税含、実費相当）

◆ 発行に必要な書類

申請書、本人確認書類（※1）、住民票（※2）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し、写真（パスポート用のサイズ・規格 2枚）

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、写真付き住基カード、パスポート等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始

上記の各団体で平成28年7月1日より受付を開始いたします。

◆ 申請受付締切

上記の各団体に平成28年8月31日まで提出して下さい。

◆ 送付日

平成29年1月下旬発送（予定）

以上